

🔦 暮らしの豆知識 「未成年者」の消費者トラブルに注意

【事例1】 街頭で「エステのモデルになってほしい。施術は無料」と誘われ、未成年だと断ったが関心はあり、連絡先を伝えた。成人を迎えた誕生日直後に再び誘われ、1時間の施術を受けると「自宅でも使える」と、28万円の美容器具の購入を勧められた。ローンを組めばよいと言われ、高額だったが契約した。

【事例2】 スマホで初回無料の青汁を注文した。翌月、同じ商品が届いたため定期購入だと気が付いた。私は未成年者なので未成年者契約の取消しをしたいが、注文時に生年月日や年齢確認ではなく、サイト内をよく見ると「未成年者は親権者の同意を得たうえでサービスを利用すること」と書かれていた。

令和4年4月1日から成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられます。

未成年者の契約で、親権者などの同意がない契約は、未成年者取消権によって、原則、取り消すことができますが、成人になると、その権利がなくなり、契約やローンを自分でできるため、より一層の注意が必要です。

なお、小遣い範囲の金額、自ら成年であるなどとうそをついた場合などは、未成年者契約の取消しはできません。

【消費者へのアドバイス】

- ①契約前に契約内容を十分に理解し、自分にとって必要な契約かをよく考え、不要なものや強引な勧誘はキッパリ断りましょう。
 - ②未成年者契約の取消し以外にも、クーリング・オフや消費者契約法などがあります。日頃から学び、身につけましょう。
 - ③困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問 八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

自宅での業務

事例 当社では、ホームページのアクセス数向上や社内の雰囲気を知ってもらうために、従業員が日替わりで会社のブログを更新することになっています。就業後に自宅で、日常的な内容のブログを作成することになっていますが、会社からは業務ではないとして手当は出ていません。そんなに難しいことでもないですし、会社のためにという気持ちもあるのですが、何となくスッキリしません。

回答 自宅でのブログ作成が労働にあたる場合には、会社は、賃金を支払わなければなりません。

労働基準法上の労働時間とは、労働者（従業員）が使用者（会社）の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、場所が会社の外や自宅であったり、会社の事業内容と直接関係ない業務であっても異なります。

本件の場合では、会社が従業員に自宅でのブログ作成を指示していますので、作成に要する時間は労働時間に該当し、所定の賃金や残業代を支払わなければなりません。ブログ作成のように労働者に裁量があり、時間で労働量を測ることが適切でない場合には、1件あたりいくらという形の手当などで支払う方法もありますが、その場合であっても適正な対価でなければなりません。

本件のような、労働者の善意ややりがいをあてにした無償労働の強要は、善意・やりがいの搾取であり、前時代的な発想と言わざるを得ません。労働時間を適切に把握し、適正な労働の対価を支払うことが現代の企業としての責務といえます。

現在、新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が急速に増加しています。在宅勤務において労働時間の把握が困難な業務もあると思いますが、事業場外労働によるみなし労働時間制などを活用するなどして、適切な労使関係を維持することが重要です。

新しい労働形態に不安がある場合には、弁護士に相談されるとよいと思います。

問 埼玉県弁護士会越谷支部 ☎962-1188 富田陽平（弁護士）

8月各種無料相談

★相談日が祝日の場合はお休みです（⑯を除く）。
※来庁（館・所）による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談 問 秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）
☎ 毎週金曜日 午後1時20分～4時
場 市民相談室
定 8人（電話による事前予約制）
※2日前の水曜日午前9時から電話予約

②税理士相談 問 秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談
☎ 8月2日（月） 午後1時～4時
場 市民相談室
定 6人（電話による事前予約制）

③不動産相談 問 秘書広報課 ☎0373
マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）
☎ 8月23日（月） 午前9時～正午
場 市民相談室

④暮らしの相談 問 秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）
☎ 8月11日（水） 午後1時30分～3時30分
場 市民相談室

⑤行政書士相談 問 秘書広報課 ☎0373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
☎ 8月16日（月） 午後1時～4時
場 市民相談室

⑥司法書士相談 問 秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
☎ 8月19日（木） 午後1時～4時
場 市民相談室
定 6人（電話による事前予約制）
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約

⑦DV相談 問 人権・男女共同参画課 ☎0811
DV被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）
☎ 毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎ 996-3955（DV相談支援室専用電話）

⑧女性相談 問 人権・男女共同参画課 ☎0811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）
☎ 毎週火～木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場 駅前出張所内相談室
定 5人（電話による事前予約制）

⑨人権相談 問 人権・男女共同参画課 ☎0811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談（人権擁護委員が対応）
☎ 8月12日（水） 午後1時～4時
場 市民相談室

⑩心配ごと相談 問 社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）
☎ 8月4日（水）・18日（水） 午後1時～4時
場 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616
（心配ごと相談専用電話）

⑪生活困窮者自立相談 問 社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）
☎ 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 社会福祉課 ☎949-6317
（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑫こころの健康相談 問 保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）
☎ 8月2日（月） 午後1時～2時30分
場 保健センター
定 2人（電話による事前予約制）

⑬消費生活相談 問 商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）
☎ 毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場 消費生活センター
※受付は商工観光課

⑭内職相談 問 商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあつせん、および相談（内職相談員が対応）
☎ 毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場 市民相談室

⑮若年者就職相談 問 ゆまにて ☎996-0123
若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）
☎ 8月4日（水）・18日（水） 午前10時～正午 午後1時～4時
場 勤労青少年ホームゆまにて
定 5人（電話による事前予約制）

⑯教育相談 問 教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談（専任教育相談員が対応）
☎ 毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場 教育相談所（八条小学校西隣）

⑰家庭児童相談 問 子育て支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）
☎ 毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場 家庭児童相談室

⑱子育て相談 問 だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談（家庭教育アドバイザーが対応）
☎ 8月19日（木） 午前9時～正午
場 だいら児童館（わんぱる）
定 3人（電話による事前予約制）

⑲子育てコーディネーター 問 だいら子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
☎ 毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場 やしお子育てほっとステーション

⑳休日・夜間納税相談 問 納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
☎ 8月1日（日） 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場 納税課